

県立学校長 殿

県立学校教育課

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る同居家族
に風邪症状のある児童生徒等への対応等について

県立学校においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として地域の感染レベルを踏まえ、一部の県立学校の臨時休業や分散登校を実施しているところですが、同居家族に発熱などの風邪症状があるなかで登校し、学校での感染の懸念される事例が報告されております。

県内の感染者数等は依然、予断を許さない状況が続いておりますが、県教育委員会としては、幼児児童生徒の学びの保障の観点から、できるだけ早期に通常授業に戻したいと考えております。

については、下記のとおり、感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

記

- 1 児童生徒等に風邪症状がある場合が登校しないよう指導するとともに、感染レベルが2以上の地域においては、同居家族に発熱等の風邪症状がある場合も登校を控えるよう、徹底させること。

※風邪症状とは、発熱（平熱より高い体温を目安とする）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節痛、筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状。

- 2 家庭内感染が増加していることを踏まえ、友人同士の家庭間の行き来など、休日における不要不急の外出を控えるよう、指導すること。
- 3 学校外で換気が悪く、人が密に集まっているような空間（施設）に集まることを避けるよう、指導すること。